

新型コロナウイルス「5類」へ ガイドラインはどうなるか？

1月27日、厚労省・感染症部会は、政府の新型コロナウイルス感染症を5月8日より「5類」へ移行する方針を了承しました。但し、「3カ月程度の準備期間を置いて」移行するようですが、感染状況も大きく変わってきた現在、これからの合唱・音楽界はどのような対応策をとるのがベターなのでしょうか。

感染症法上の分類については、「COVID-19～感染症の分類～2類相当から5類に移行すると何が変わるのか？」↓に分かりやすく書いてありますので参考までにご覧ください。

[mm20221227_covid_19_kansensyo_no_bunrui.pdf\(sakura.ne.jp\)](http://mm20221227_covid_19_kansensyo_no_bunrui.pdf(sakura.ne.jp))

「2類相当」から「5類」への移行理由について厚労省は、以下のような見解を示しています。骨子を書き出します。

- ・新型コロナウイルス・オミクロン株については伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較して重症度が低下している。他方、高い伝播性により感染者が増加し、医療提供体制への負荷が高くなっているほか、死亡者が多くなっていることには留意が必要。現時点において変異株が流行に直接的に寄与する割合は低下している。
- ・他方、免疫逃避能を有する変異株が確認されており、今後も新たな変異株が出現する可能性について留意が必要。
- ・今後の法的位置づけや対策については、適正な医療を提供し続けることが今後も重要課題であり、必要な準備を進めながら段階的に移行していくことが求められる。
- ・「強制的な手段の最小化」の観点から、感染症法に基づく行動制限等の措置の対象から新型コロナウイルス感染症を速やかに外すべき。
- ・検査を受けない方、自己検査で陽性となっても行政に登録をしない方など、全ての患者の捕捉が難しくなっている。法律に基づく入院措置や外出自粛など、本来最小限とすべき私権制限を、軽症患者を含めて、一律に適用可能な状態としておくことは適当ではない。また、過去の過剰な対策が、差別を生んできた歴史にも留意する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべきである。

改訂求められる全日本合唱連盟ガイドライン

全日本合唱連盟のガイドラインは、1年前に策定されて以来改訂されていません。1年前とは感染状況が大きく変わり、すでにガイドラインが実態と乖離し始めています。

- ・[合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン 2022年1月24日 第3.1版 \(PDF\)](#)

主な感染防止策であった《三密》は既に問題にならなくなってきました。今後は「マスク」と「距離」をどうするかが焦点となります。5類になる以上は、行政が一律に適用すべきルールとして出すのではなく、個人の判断に委ねる部分がクローズアップされます。

政府は、マスク着用を緩和し、屋外に加え屋内でも一律に着用を求めることはせず、高齢者施設に限定して求めるなど柔軟な運用を目指しています。スポーツなどの大規模イベントに関する収容人数制限も緩和し、声援など「大声あり」の場合の収容率上限50%を100%とするなどを打ち出しています。

演奏会で「ブラヴォー！」と声援を送れる日が近づいている気配はありますが、それも5月8日まではまだお預けです。過渡期の経過処置として、マスク着用なら大声OKとなることもあるのでしょうか。

いっぽうで、今後の基本的感染対策について専門家からは、「マスクを特別視することを懸念している」との発言もあり、「5類になること＝マスクを取る」という誤った認識が広がることへの懸念が示されています。

コロナ禍でこれまで控えていた合唱祭・フェスティバルや演奏会などが、今年こそはと各地で予定されていくはずですが。会場を満席で使えるのか、ステージにメンバー全員が乗れるのか、感染防止策はどこまでやればよいのか。環境が大きく変化するなかで、全日本合唱連盟がどのようにガイドラインを改訂するのか、あるいは廃止するのか、多くの合唱人が注目しているところです。

さらに、国の政策と、自治体の政策では、直面する現実的課題が異なるはずなので、自治体によっては、そう簡単に緩和できないということも考えられます。演奏会などの開催条件が地域によって異なる可能性は十分に考えられます。



年度を跨いでの5類移行です。全日本合唱連盟あるいは都道府県合唱連盟は計画立案などに難しい判断を迫られると思われます。